

池田町 財政シミュレーション(R3決算、R4~R8決算見込み)

項目	R3	R4	R5	R6	R7	R8
歳入合計	5,493	5,414	4,770	4,708	5,510	4,802
町税	918	900	928	924	927	932
地方交付税	2,391	2,388	2,333	2,333	2,333	2,252
国・県支出金	1,073	1,074	627	594	598	635
町債	310	122	52	84	681	120
うち臨時財政対策債以外	154	81	34	69	666	105
うち臨時財政対策債	156	41	18	15	15	15
繰入金	23	125	70	13	211	103
その他(地方消費税交付金等)	741	754	735	735	735	735
繰越金	37	51	25	25	25	25
歳出合計	5,415	5,364	4,720	4,658	5,460	4,752
人件費	1,023	1,007	1,004	1,013	1,022	1,012
扶助費	683	456	445	450	455	460
公債費	573	728	640	630	690	655
普通建設事業費	348	280	278	237	1,021	387
物件費	661	846	709	732	728	690
補助費等	956	1,169	950	949	949	949
積立金	595	240	179	104	51	51
繰出金	428	433	440	455	462	469
その他(維持補修費等)	148	205	75	88	82	79
収 支	78	50	50	50	50	50

推計の考え方

<歳入のポイント>

- 【地方交付税】
 - ・地方財政計画を鑑み交付税額を増額
- 【町債】
 - ・地方財政計画を鑑み、臨時財政対策債を減額。減少分は地方交付税を増額
- 【繰入金】
 - ・R3~8の内訳...公共施設等整備基金(R3:19、R5:15、R7:198、R8:90)ふるさと応援基金(R4:6、R5:55、R6~8:各12)、スポーツ振興基金(R3~8:各1)、新型コロナウイルス対策における利子補給基金(R3~5:各1)、減債基金(R4:115)、てるてる坊主浅原六朗基金(R4:2)
- 【その他】
 - ・ふるさと納税が好調のため、寄付金額を増額

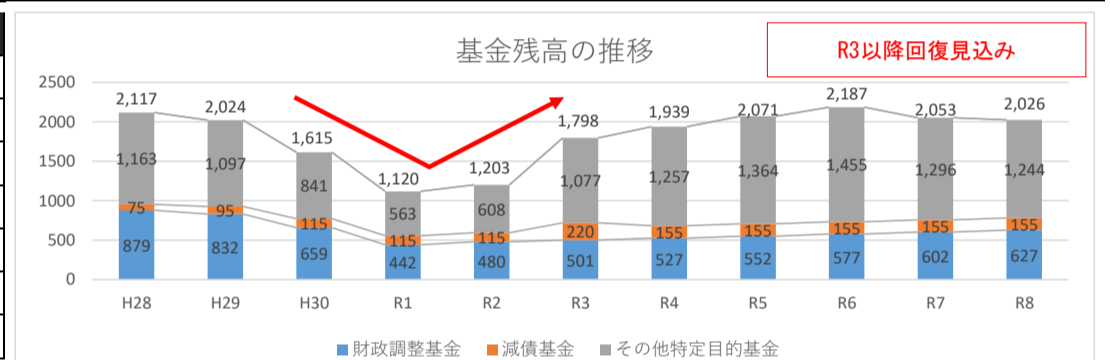
<歳出のポイント>

- 【人件費】
 - ・早期退職制度の導入や退職者補充時の若年層採用による経費削減等により、正規職員数を92人(R2:106人→R9:92人)に削減
 - ・R5に地域おこし協力隊6人、集落支援員1人の採用を見込む
- 【物件費】
 - ・電気料、燃料料等高騰のため、相当分を増額。R5より美術館、創造館の一体的な指定管理のため増額
- 【積立金】
 - ・R3~8の内訳...減債基金(R3:105、R4:50)、公共施設等整備基金(R3:422、R4:128、R5:129、R6:53)、ふるさと応援基金(R3:61、R4:59、R5:50、R6~8:各51)、森林環境譲与税基金(R3:4)、福祉基金(R3:4:各3)

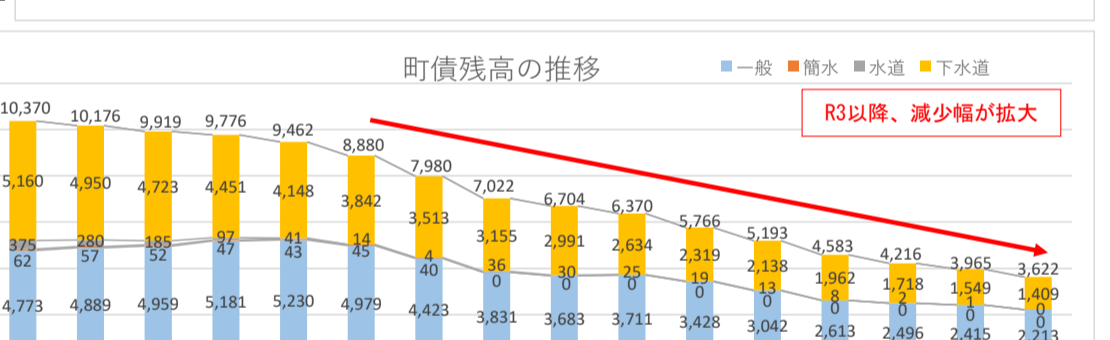
事業名	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
会染西部ほ場整備創設非農用地の活用	697	基本計画	用地取得	調査測量等	設計	農転・開発	工事・監理	
会染小大規模改修	279		設計	工事・監理等				
会染保育園施設整備(現地建て替えを想定)	718		設計	工事・監理				

※原材料費等の高騰を鑑み、上記3事業のうち工事・監理を1割程度増額とした
 ・会染西部ほ場整備創設非農用地の活用について、進捗状況から実施年度の見直し

項目	R3	R4	R5	R6	R7	R8
基金残高合計	1,798	1,939	2,071	2,187	2,053	2,026
財政調整基金	501	527	552	577	602	627
減債基金	220	155	155	155	155	155
その他特定目的基金	1,077	1,257	1,364	1,455	1,296	1,244
てるてる坊主のふるさと応援基金	134	187	182	221	260	299
公共施設等整備基金	777	905	1,019	1,072	874	784
その他基金	166	165	163	162	162	161



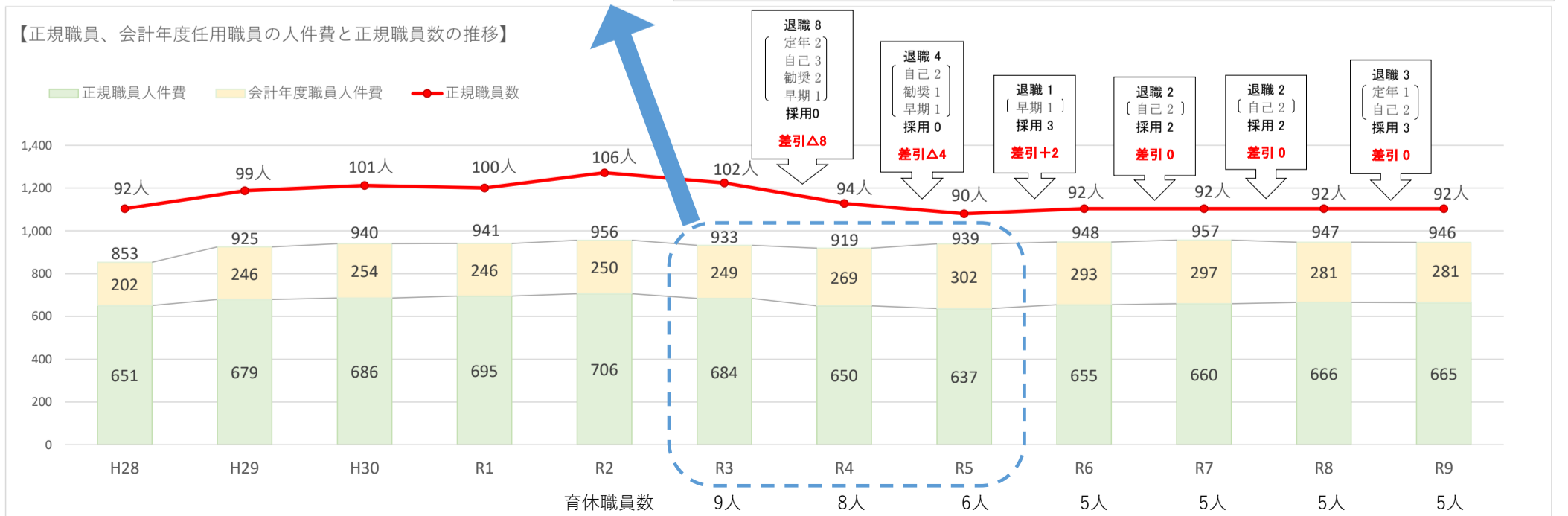
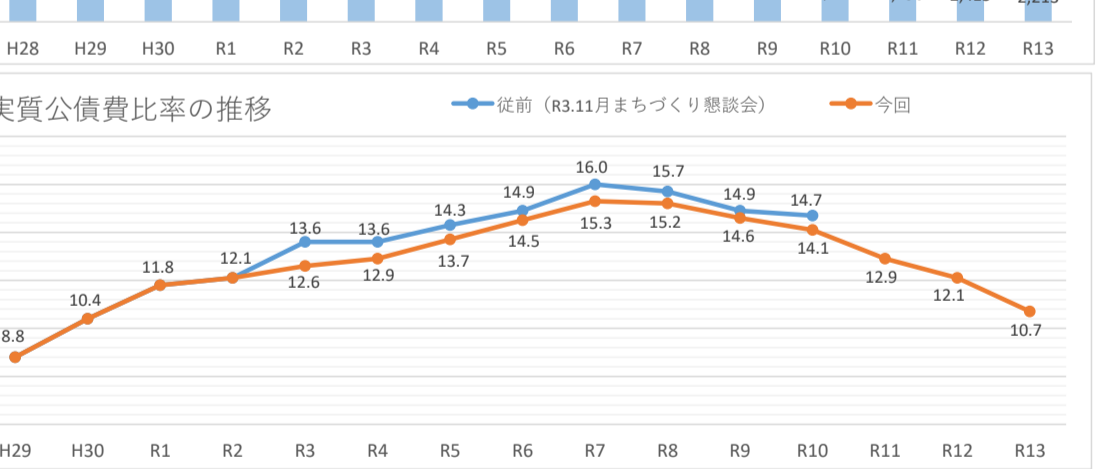
項目	R3	R4	R5	R6	R7	R8
町債残高合計	8,880	7,980	7,022	6,704	6,370	5,766
一般会計	4,979	4,423	3,831	3,683	3,711	3,428
特別会計	3,901	3,557	3,191	3,021	2,659	2,338
簡易水道事業特別会計	45	40	0	0	0	0
水道事業会計	14	4	36	30	25	19
下水道事業会計	3,842	3,513	3,155	2,991	2,634	2,319



正規職員・会計年度任用職員人件費の財源内訳

項目	R3	R4	R5
人件費	933	919	939
特定財源	172 } 183 (19.6%)	170 } 182 (19.8%)	168 } 201 (21.4%)
特別交付税※	11	12	33
一般財源	750 (80.4%)	737 (80.2%)	738 (78.6%)

※地域おこし協力隊、移住コーディネーター、集落支援員は特別交付税で100%措置(上限あり)
 【参考】R3内訳 協力隊4人 移0人
 R4内訳 協力隊3人 移0人
 R5内訳 協力隊8人 移0人 集落支援員1人



※人件費は年度末、職員数は年度当初の数値

今後予定している主な事業の年度別事業内容および財源内訳

(単位：百万円)

事業名	総事業費	年度		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	合計	
		事業内容	基本計画策定										
会染西部ほ場整備 創設非農用地の活用	697	財 源 内 訳	国費	0	0	0	0	0	農転許可申請 開発許可申請		工事・監理	0	0
			町債	0	0	97	29	8				205	204
			公共施設等整備基金繰入金等	7	0	0	10	2				67	68
			計	7	0	97	39	10				272	272

事業名	総事業費	年度		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	合計
		事業内容	設計									
会染小大規模改修	279	財 源 内 訳	国費	0	0	4	39	22	18	9	0	92
			町債	0	0	8	68	40	32	17	0	165
			公共施設等整備基金繰入金	0	0	2	8	6	4	2	0	22
			計	0	0	14	115	68	54	28	0	279

事業名	総事業費	年度		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	合計	
		事業内容	設計										
会染保育園施設整備 (現地建て替え案)	718	財 源 内 訳	国費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			町債	0	20	519	0	0	0	0	0	0	539
			公共施設等整備基金繰入金	0	6	173	0	0	0	0	0	0	179
			計	0	26	692	0	0	0	0	0	0	718

事業名	総事業費	年度		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	合計
		事業内容	設計									
年度計	1,694	財 源 内 訳	国費	0	0	4	39	22	18	9	0	92
			町債	0	20	624	97	48	32	222	204	1,247
			公共施設等整備基金繰入金等	7	6	175	18	8	4	69	68	355
			計	7	26	803	154	78	54	300	272	1,694

【町債の詳細】

- ・「会染西部ほ場整備創設非農用地の活用」の用地取得は、公共用地先行取得事業債（充当率100%、交付税措置なし）を想定
- ・「会染西部ほ場整備創設非農用地の活用」のうち用地取得を除いた経費及び「会染保育園施設整備」は、一般単独事業債（充当率75%、交付税措置なし）を想定
- ・「会染小大規模改修」は、学校教育施設等整備事業債（充当率90%、交付税措置率60%）を想定

用語の説明

◆歳入

町税（地方税）	町民の皆さんや町内に事業所を持つ法人等に納めていただく税金。町民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、(入湯税、都市計画税)がある。
地方交付税	国税の一定割合を、全国どの市町村に住んでも一定水準の行政サービスが受けられるよう、国が市町村に交付するもの。地方交付税には、一般的な行政サービスを保証するための普通交付税と災害など特別の事情に応じて交付される特別交付税がある。
分担金及び負担金	町の行う事業により特定の利益を受ける方から、受ける利益を限度として徴収するもので、保育料などがある。
使用料及び手数料	使用料は公共施設などの利用の対価として支払っていただく料金で、バス使用料や町営住宅使用料などがある。手数料は町が特定の方に提供するサービスの対価として徴収するもので、住民票や印鑑証明、廃棄物処理手数料などがある。
国庫支出金	国が町に対して支出するもので、その目的、性格により国庫負担金、国庫補助金、国庫委託金に分類される。
県支出金	県が町に対して支出するもので、その目的、性格により県負担金、県補助金、県委託金に分類される。
地方債（町債）	資金調達のために1会計年度を越えて返還する必要がある借入金のこと。
臨時財政対策債	地方一般財源の不足に対処するため、特例として発行される地方債。その元利償還金相当額については、全額を後年度地方交付税の基準財政需要額（標準的な行政活動を行うために必要な一般財源の額）に算入することとされ、町の財政運営に支障が生ずることのないよう措置される。
繰入金	一般会計、特別会計及び基金などの会計間の現金の移動のこと。他の会計から資金を受け入れる場合を「繰入」、他の会計に資金を提供する場合を「繰出」という。
繰越金	前年度決算の剰余金。

◆歳出

人件費	職員の給与や議員への報酬などの経費。
扶助費	生活保護法、児童福祉法等の法令に基づく扶助費の支給や町が単独で行う扶助のための経費。障害福祉サービス給付費、児童手当、就学援助費などがある。
公債費	地方債の元金や利子、一時借入金の利子を支払うための経費。
普通建設事業費	道路・橋りょう、学校など公共施設の新增設等の建設事業に要する経費。
物件費	旅費や備品購入費、委託料など消費的性質をもつ経費。
補助費等	町から他の地方公共団体や民間に対して、行政上の目的を達成するため交付される経費。講師謝金などの報償費や補助金や交付金などが該当。
積立金	計画的な財政運営を行うために財政調整基金や、特定の目的を持つ基金に積み立てを行うための経費。
繰出金	一般会計と特別会計、特別会計相互間で資金運用をするための経費で、定額資金を運用するための基金に対する支出も含む。

◆基金関係

基金	特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるもの。財政調整基金、減債基金、その他特定目的基金がある。
財政調整基金	地方公共団体における年度間の財政の不均衡を調整するための基金。
減債基金	地方債の償還（返済）を計画的に行うための資金を積み立てる基金。
公共施設等整備基金	公共施設等の整備充実に充てるため積み立てる基金。
ふるさと応援基金	ふるさと納税を財源に積み立てる基金。
福祉基金	地域における福祉活動に関する事業、快適な生活環境の形成等に関する事業、その他福祉に関する事業に充てるため積み立てる基金。